

保護者様

### 出席停止の取り扱いについて

台東区立富士小学校  
校長 松井 啓史

学校保健安全法施行規則の定める疾病（裏面「出席停止の取り扱いについて」参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が出るまでは登校できません。定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。

登校の際に必ず、医師の診断を受け、登校の許可を得て、下記「出席停止解除願」に保護者が記入し、お子様に持たせてください。（病状によっては、医師の証明書を提出していただく場合があります。）

記

きりとりせん

### 出席停止解除願

台東区立富士小学校長様

下記の医療機関で診断され、登校許可がでましたので、出席停止の解除をお願いいたします。

年・組 児童名	年 組 児童名								
疾病名									
出席停止期間	年 月 日 ~			年 月 日					
※インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合のみ記入	①発症日翌日を1日目として5日間								①②両方を経過するまで出席停止
	熱が下がった・症状が軽快した日に○								
	②翌日を1日目として <small>インフルエンザ 2日間          新型コロナウイルス感染症 1日間</small>								
	発症日	1	2	3	4	5	6	7	8
	/	/	/	/	/	/	/	/	/
医療機関名	受診医療機関								
	住所								
	電話番号								

年 月 日 保護者名 \_\_\_\_\_

## 出席停止の取り扱いについて

台東区立富士小学校

学校保健安全法施行規則の定める疾病（下記参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が得るまで登校できません。規則に定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。

治癒証明書、または出席停止解除願（裏面）をお渡ししますので、医師の診断を受け、登校の許可を得て、登校の際に必ず記入してお子様に持たせてください。

※その他の感染症についてはお問い合わせください。

### 記

#### 学校保健安全法施行規則

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで  条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。

※「～した後〇日」は、翌日を1日目として数える。